

非常災害時の措置について

1. 「暴風警報」(台風接近等)、「暴風雪警報」または「特別警報」による対応

《大阪市に発令されている場合》

- ① 7時の時点で、大阪市に「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が発令されている場合は、生徒は自宅待機すること。2限目までの授業はありません。
- ② 8時の時点で、大阪市に「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が発令されている場合は、生徒は自宅待機すること。午前中の授業はありません。
- ③ 8時の時点で、大阪市の「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が解除されている場合は、3限目からの授業が行われますので、10時40分のSHRに間に合うように登校すること。
- ④ 10時の時点で、大阪市に「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が発令されている場合は、「生徒休業日」とし、生徒は登校しないこと。
- ⑤ 10時の時点で、大阪市の「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が解除されている場合は、午後の授業が行われますので13時15分のSHRに間に合うように登校すること。

時刻	発令	解除
7:00	自宅待機 1・2限休業	平常授業
8:00	自宅待機 午前中休業	3限目から授業 10:40 SHR
10:00	自宅待機 生徒休業日	午後授業 13:15 SHR

《居住地（大阪市以外）にのみ発令の場合》

授業を実施している場合でも、居住地に発令されている場合は、

生徒は自宅待機すること。

時 刻	発 令	解 除
7:00	自宅待機※	平常授業
8:00	自宅待機※	3限目から授業 10:40 SHR
10:00	自宅待機※	午後授業 13:15 SHR

※授業は出席扱いになります。

2. その他非常災害（地震等）による対応

- ① 7時の時点で地震に係る「警戒宣言」が発表されている場合は、

「生徒休業日」とし、生徒は登校しないこと。
- ② 7時の時点で、J R大阪環状線・おおさか東線、および大阪メトロ（ニュートラムを含む）の全てが全面運休している場合は、生徒は自宅待機すること。

午前中の授業はありません。
- ③ 10時の時点で、J R大阪環状線・おおさか東線、および大阪メトロ（ニュートラムを含む）の全てが全面運休している場合は、「生徒休業日」とし、生徒は登校しないこと。
- ④ 10時の時点で、J R大阪環状線・おおさか東線、および大阪メトロ（ニュートラムを含む）の一つでも運行している場合は、午後の授業が行われますので、

13時15分のSHRに間に合うように登校すること。